

イ 支出金額及び交付年月日
会派別収支状況一覧

(単位：円)

会 派 名	収 入 額	支 出 額	残 余
とちぎ自民党議員会	104,100,000	94,521,312	9,578,688
みんなのクラブ	36,000,000	33,441,368	2,558,632
民主党・無所属クラブ	14,400,000	13,861,420	538,580
公明党栃木県議会議員会	10,800,000	4,717,685	6,082,315
県民第一の会	7,200,000	7,200,000	0
元気クラブ	3,600,000	2,303,941	1,296,059
無所属の会	3,600,000	2,676,300	923,700
合 計	179,700,000	158,722,026	20,977,974

会派別経費別一覧

(単位：円)

会 派 名	調 査 研究費	研 修 費	広 聴 広報費	要請陳情 等活動費	会 議 費	資 料 作成費	資 料 購入費	事 務 費	人 件 費	合 計
とちぎ自民党議員会	30,990,517	0	5,019,749	0	1,622,302	542,500	2,683,266	4,032,392	49,630,586	94,521,312
みんなのクラブ	8,431,960	993,593	2,508,454	9,840	449,430	495,887	1,300,294	2,962,060	16,289,850	33,441,368
民主党・無所属クラブ	2,905,591	198,662	2,355,837	0	0	417,900	679,042	1,215,088	6,089,300	13,861,420
公明党栃木県議会議員会	2,065,663	458,732	162,428	31,580	53,147	4,460	755,191	387,084	799,400	4,717,685
県民第一の会	1,815,523	0	728,302	0	41,314	16,805	67,850	1,080,206	3,450,000	7,200,000
元気クラブ	507,118	525,275	142,654	0	0	0	247,254	321,640	560,000	2,303,941
無所属の会	948,501	3,000	0	0	0	72,975	197,862	141,962	1,312,000	2,676,300
合 計	47,664,873	2,179,262	10,917,424	41,420	2,166,193	1,550,527	5,930,759	10,140,432	78,131,136	158,722,026

会派別支出状況一覧

(単位：円)

会 派 名	支 出 年 月 日	金 額
とちぎ自民党議員会	平成25年4月19日	26,100,000
	平成25年7月19日	26,100,000
	平成25年10月21日	26,100,000
	平成26年1月20日	26,100,000
	平成26年3月12日	△300,000
	平成26年5月26日	△9,578,688
	確 定 額	94,521,312
みんなのクラブ	平成25年4月19日	9,000,000
	平成25年7月16日	9,000,000
	平成25年10月21日	9,000,000
	平成26年1月20日	9,000,000
	平成26年5月28日	△2,558,632
	確 定 額	33,441,368
民主党・無所属クラブ	平成25年4月19日	3,600,000
	平成25年7月16日	3,600,000
	平成25年10月21日	3,600,000
	平成26年1月20日	3,600,000
	平成26年5月26日	△538,580

	確 定 額	13,861,420
公明党栃木県議会議員会	平成25年4月19日	2,700,000
	平成25年7月16日	2,700,000
	平成25年10月21日	2,700,000
	平成26年1月20日	2,700,000
	平成26年5月20日	△682,315
	平成26年5月20日	△2,700,000
	平成26年5月20日	△2,700,000
	確 定 額	4,717,685
県 民 第 一 の 会	平成25年4月19日	1,800,000
	平成25年7月16日	1,800,000
	平成25年10月21日	1,800,000
	平成26年1月20日	1,800,000
	確 定 額	7,200,000
元 気 ク ラ ブ	平成25年4月19日	900,000
	平成25年7月16日	900,000
	平成25年10月21日	900,000
	平成26年1月20日	900,000
	平成26年5月28日	△396,059
	平成26年5月28日	△900,000
	確 定 額	2,303,941
無 所 属 の 会	平成25年4月19日	900,000
	平成25年7月16日	900,000
	平成25年10月21日	900,000
	平成26年1月20日	900,000
	平成26年5月21日	△23,700
	平成26年5月21日	△900,000
	確 定 額	2,676,300

ウ 平成25年度政務活動費収支報告書等修正届

請求書の提出日（平成27年5月27日）現在、みんなのクラブから平成26年10月8日及び同年12月17日付けで平成25年度政務活動費収支報告書等修正届が提出されている。

(4) 会派の政務活動と議員やグループの政務活動

各会派は、年度当初又は会派結成時に、議員総会等の場で、所属議員の承認を得た上で、その年度の政務活動実施計画を決定している。この実施計画に沿って実施される会派の政務活動については、県政全般にわたり、広範なものにならざるを得ないことから、各会派は、所属する議員又はグループに対して、この実施計画に沿った政務活動を行うことを委ねており、各議員又はグループは会派の活動として、それぞれの政務活動を実施している。各会派においては、各議員等のこれら活動について、各会派の政務活動実施計画に沿ったものであることを確認し、会派の政務活動として承認している。

(5) 会派による確認

議員又はグループが円滑な活動をするため、議員に対して政務活動費を前払している会派においては、会派の政務活動費経理責任者が、その活動目的、政務活動費の充当金額や充当割合などの内容について、執行状況報告書及び証拠書類の内容が会派として承認した政務活動に該当するかを確認して、毎月の政務活動費の支出状況を把握している。

政務活動費の前払のない会派においては、ほぼ(2)のイの(カ)のフローどおり処理している。

(6) 議会事務局による確認等

議会事務局は、会派からの依頼を受けて、確認作業を随時行っている。具体的な作業内容は、添付すべき書類が添付されているか、提出書類に不足がないか、記載すべき事項が記載されているか、記載内容に誤りががないか等について、政務活動費マニュアルに照らしての外形的な確認を行うことである。

また、政務活動費マニュアルの解釈に関する疑義等について、会派から相談を受けている。

2 判断

(1) 監査対象事項

政務活動費の使途基準に反する案件について、会派が政務活動費を支出すべきでないことは当然であり、政務活動費マニュアルにおいて、使途基準に従っていないと判断される支出については残余と

見なされるとされている。

したがって、会派の支出に政務活動費の使途基準に反する違法又は不当な支出があると認められる場合は、知事は政務活動費条例第11条の規定に基づき返還請求を行うべきものである。

本件措置請求の監査に当たっては、知事が会派に対し交付した政務活動費の支出内容に違法又は不当なものがないかを確認するものである。

(2) 監査の視点

ア 政務活動費制度の根拠規定である法第100条第14項は「条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。」と規定し、同条第15項において、政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、収入及び支出の報告書を、政務活動費の予算執行行為を行う知事ではなく、議会の代表である議長に提出するよう定められている。

また、法第100条第14項の規定を受けて、政務活動費条例が制定され、その第12条の3において議長は、政務活動費の適正な運用を期するため、必要に応じ、収支報告書等について調査を行うものとする定められており、第13条では「この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、議長が定める。」と規定し、政務活動費施行規程が制定されている。

このように、政務活動費制度は、法が定める二元代表制の地方自治制度の中で、議会の自主性、自律性を尊重する制度となっており、知事が法や地方財政法に基づいて一般的に有する財務会計上の管理権が一定程度制約される仕組みとなっている。

イ 平成21年12月17日最高裁判決においても、「政務調査費は議会の執行機関に対する監視の機能を果たすための政務調査活動に充てられることも多いと考えられるところ、執行機関と議会ないしこれを構成する議員又は会派との抑制と均衡の理念にかんがみ、議会において独立性を有する団体として自主的に活動すべき会派の性質及び役割を前提として、政務調査費の適正な使用についての各会派の自律を促すとともに、政務調査活動に対する執行機関や他の会派からの干渉を防止しようとするところにある。」と示され、「政務調査費条例は、政務調査費の支出に使途制限違反があることが収支報告書等の記載から明らかにかがわれるような場合を除き、監査委員を含め区の執行機関が、実際に行われた政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入ってその使途制限適合性を審査することを予定していないと解される。」とされている。

ウ また、平成21年7月7日最高裁判決では、「会派が行う調査研究活動には、会派がその名において自ら行うもののほか、会派の所属議員等にこれをゆだね、又は所属議員による調査研究活動を会派のためのものとして承認する方法によって行うものも含まれると解すべきである。」とされている。加えて、平成19年2月9日札幌高裁判決でも、「会派の活動は、様々な政治課題や市民生活に係わり、会派の構成員が、議会の議員であり、その専門性や関心も多様であって、議員が全人格的活動を行い、議員活動について政治責任を負っていることを考えれば、その調査対象は極めて広範なものにならざるを得ず、調査活動の函館市政との関連性、その目的、日程、訪問先、調査方法、必要性等も極めて広範な裁量の下に行われるものであると認められる。」とされている。

さらに、平成21年9月29日東京高裁判決では、「政務調査費の使用が許される「議員の調査研究」（中略）ないしは「議員が行う区の事務に関する調査研究」（中略）はこれを狭く解すべきではなく、明らかに議員の議会活動に反映・寄与しないあるいは反映・寄与の程度が相当に低いと認められる行為を除いて、直接及び間接に議員の議会活動に反映・寄与する行為であれば、これを広く政務調査費の使用が許される「議員の調査研究」ないしは「議員が行う区の事務に関する調査研究」に当たるものと解すべきである。」とされている。

エ 以上のことから、多岐にわたる個々の議員の政務活動を会派の政務活動として認めるか否か、政務活動の範囲や政務活動費の使途基準に該当するかどうかの判断に当たっては、会派に広範な裁量の権限が付与されており、会派自らの責任において、その適合性について判断されるものと思料する。

オ 本県の政務活動費条例においては、会派が政務活動費の交付対象とされているが、本件会派においては会派の政務活動を所属する議員などに委ねていること、そして、個々の議員の政務活動について、会派の政務活動実施計画に沿っているか確認の上、政務活動と承認していることは1の(4)で確認したとおりである。

カ したがって、本件措置請求に係る本件会派の支出内容が政務活動費の使途基準に該当するかどうかの判断に当たっては、個々の議員の政務活動も、会派の政務活動となることを前提とし、また、会派の自主性、自律性を尊重した上で、一般的、外形的に政務活動費の使途基準に該当するか否かを確認することとする。

キ その確認に当たっては、政務活動費条例に定める政務活動費の使途基準について、その適否を具体的に判断する際の拠り所とすることを目的に議会が自主的に策定した政務活動費マニュアルを、基本的な基準として位置づけるものとする。

その理由として、政務活動費マニュアルは、その作成において、全会派で協議・検討を重ね、使途基準の一層の具体化を図るために、全会派共通の申し合わせ事項としてまとめたものであり、政務活動費条例及び政務活動費施行規程と一体となって一定の規範性を有するものと判断した。

ク したがって、政務活動費条例及び政務活動費マニュアル等で定める政務活動費の使途基準に明らかに逸脱したものについては、政務活動費の返還を求めることとする。また、一般的、外形的に政務活動費の使途基準に適合していることを、議会事務局や本国会派が整理保管している証拠書類等で確認できない案件について、本国会派からの合理的な説明を得られない場合も、返還を求めることとする。

平成19年4月26日仙台高裁判決においても、「議員が整理保管を義務付けられている領収書等の資料に照らし、社会通念上市政に関する調査研究に資する適正な支出と認めることができない支出は、使途基準に合致しない違法な支出というべきである。また、議員が政務調査活動に必要な費用として支出したことにつき、それを裏付ける資料がなく、議員においてこれを積極的に補足する説明もしないような場合には、当該議員は、当該支出が使途基準に合致しない違法な支出とされることを甘受せざるを得ないというべきである。」との判断を示している。

ケ 監査委員は、以上のような視点に立って監査を行い、請求人から政務活動費の違法又は不当な支出として指摘された個別的事項について判断する。

コ なお、ここで引用した判例は、政務活動費の前身である政務調査費に関するものであるが、平成25年福岡地裁判決の「会派等がそのように広範な役割において、十分に役割を果たすためには、会派の自主性、自律性が尊重されなければならない。このことは、平成24年法律第72号による法改正において、(中略)「政務調査費」の名称が「政務活動費」に改められ、交付目的が「議員の調査研究に資するため必要な経費」から「議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費」に改められたことにも表れている。」旨の判示は、会派の自主性、自律性を尊重するという政務調査費の基本的な考え方は、政務活動費も同じであることを示すものであり、政務調査費に関する判例の趣旨は政務活動費にも準用できるものと判断した。

(3) 経過等

監査において、支出内容の確認に当たっては、議会事務局で保管する収支報告書及び証拠書類の写し(具体的な書類は、政務活動費支払証明書(以下「支払証明書」という。))、証拠書類の添付様式等)並びに本国会派の協力を得て、会派の政務活動費経理責任者が整理保管している証拠書類(具体的な書類は、政務活動記録票(以下「活動記録票」という。))、事務所設置状況報告書等)により確認した。

また、議会事務局への監査や、本国会派への関係人調査等を実施し、請求人の指摘した内容の確認を行ったことは、第3の3において述べたとおりである。

以下、請求人が政務活動費の違法又は不当な支出としている項目に沿って判断を述べる。

ア 調査研究費

(7) 交通費

政務活動費マニュアルでは、会派による県の事務、地方行財政に関する調査研究(視察を含む。)又は調査委託に要する経費として調査研究費が認められ、JR等の鉄道料金、タクシー代、自家用車のガソリン代等の交通費が対象となっている。交通費については実費弁償を原則とするが、ガソリン代についてはその算出が困難なこと等から、特例として、1km当たり37円を議員の実測による走行距離に乗じて得た額としている。そして、領収書が不要である代わりに支払証明書により議員が証明することとされている。

また、視察については、グループで行った県外調査など主要なものについて、必要に応じて報告書を作成し、会派において保管することとされている。

請求人は各議員が提出した支払証明書だけでは、そこに記載されている内容の真偽を検証することができないと主張している。

また、請求人は視察について、政務活動費マニュアルでは、視察を行った場合は報告書を提出することとされていることから、報告書が提出されていない視察は、政務活動費マニュアルに反するものであり、また、視察の内容及び視察がどれほど県政に資するものであるかが不明であることから政務活動費の充当は認められないとし、さらに報告書が提出されているものについても、報告書の内容からみて個人的な旅行・研修等であると考えられ政務活動と認められないものも少

なくないと主張している。

このため、支払証明書に記載されている支払日、支払額及び使途の内容について、政務活動記録票、月単位の政務活動実績表等の証拠書類及び関係人調査により、適切に支出されたか否かを確認した。

その結果、錯誤によりガソリン代相当に充当していた案件5件27,823円について、政務活動費の支出の対象外とした。

視察については、証拠書類の添付様式、活動記録票、政務活動実績表、政務活動報告書等の証拠書類及び関係人調査により適切に支出されたか否かを確認した。

その結果、会派において、政務活動実施計画に位置付けられている事業に照らし適切なものと判断し、その支出を認めていること、また、証拠書類や関係人調査において、視察日、視察目的及び支払等の内容について確認したことから、いずれも違法又は不当な支出とは言えない。

なお、請求人は、報告書が提出されていない視察は、政務活動費マニュアルに反するものと主張しているが、前述のとおり、政務活動費マニュアルでは、グループで行った県外調査など主要なものについて、必要に応じて報告書を作成し、会派において保管することとされており、報告書の提出については定められていないことを付言する。

(4) 事務所費（光熱水費を含む。）

政務活動費マニュアルでは、会派による県の事務、地方行財政に関する調査研究（視察を含む。）又は調査委託に要する経費として調査研究費が認められ、事務所費も対象となっている。そして、議員が事務所を設置している場合は会派の経理責任者に事務所設置状況報告書を提出し、所有区分、兼用の有無及び面積等を明確にするよう定められており、政党活動、選挙活動及び後援会活動等の政務活動以外の活動が混在している場合は、政務活動のほか、その他の各種活動に要した時間を含めた総時間に対する政務活動に要した時間の割合（以下「活動実績による割合」という。）、若しくは、事務所全体の面積に対する政務活動に使用する面積の割合（以下「面積による割合」という。）によって経費を按分することとされている。また、これらの割合によることが困難な場合は、2分の1（ただし、自宅兼事務所の維持管理費については4分の1）を上限として按分することとされている。さらに、自宅兼事務所の場合は、賃貸物件であっても賃借料は計上できないとされている。

事務所費に係る政務活動費の支出のうち、親子間での事務所の賃貸借に関しては、平成18年7月19日大阪地裁判決を引用している平成19年12月26日大阪高裁判決において、「一般の議員活動のための事務所としての実態を有する限り、親子間で当該事務所部分の使用関係ないし経費の負担関係を明確にしておくために当該部分について賃貸借契約を締結することは、それ自体別段不自然ということとはできず、（中略）賃貸借契約が実体を欠くものであると推認することはできず、（後略）」とされている。

また、政務活動のための事務所と政務活動以外の事務所を兼ねているものに関しては、平成26年11月27日仙台地裁判決において、「一般的、外形的事実から政務調査活動以外の活動にも利用されていることが推認される経費については、被告側において政務調査活動に利用される割合とそれ以外の活動に利用される割合を客観的資料に基づいて立証した場合には当該割合で按分した額を政務調査費から支出することが許されるが、そのような立証がされない場合には、当該経費の2分の1を超えて政務調査費から支出することは許されないというべきである。」とされている。

請求人は、議員又は親族が所有する建物、あるいはそれらの者が実質的に経営に関与している会社が所有する建物を賃借している案件、複数の団体が入居している事務所家賃の按分割合を2分の1としている案件、資金管理団体から事務所を賃借しているが、当該団体の政治資金収支報告書に収入として計上されていない案件を指摘し、いずれも政務活動費から支出できない不当な支出であると主張する。

このため、証拠書類の添付様式、事務所設置状況報告書、建賃貸借契約書等の証拠書類及び関係人調査により適切に支出されたか否かを確認した。

その結果、事務所の光熱水費の適切な按分がなされていなかった案件29件14,977円について政務活動費の支出の対象外とした。

これ以外の支出について、請求人が指摘する、親族等が所有する建物及び後援会から賃借をしている事務所の関係については、その賃借料が政務活動費の支出対象か否か政務活動費マニュアルに直接定めはないが、上記判決のとおり、親族間の賃借関係及び後援会との賃借関係について政務活動費からの支出を認めていること、関係人調査により事務所としての使用実態を確認した

こと、家賃の収受を領収書等により確認したこと、複数の団体が入居している事務所家賃の按分割合については、活動実績による割合、若しくは、面積による割合とすることが困難な場合に適用される按分割合の上限である2分の1としていることを関係人調査により確認したこと、資金管理団体から事務所を賃借しているが、当該団体の政治資金収支報告書に収入として計上されていない案件については、政務活動費マニュアル等において、当該手続に係る証拠書類の提出などを求めておらず、また、請求人の主張する当該手続が確認できないことをもって、支払の事実がなかったと認めることはできないこと、会派においてもこれらの案件について適切と判断し支出を認めていること、証拠書類で賃借の事実や按分して支出していることを確認したことから、違法又は不当な支出とは言えない。

なお、請求人が「議員又は親族が所有する建物、あるいはそれらの者が実質的に経営に関与している会社が所有する建物賃借している場合、賃料支払の事実を認めることはできない」として引用した平成22年3月26日熊本地裁判決においても、合理的な立証があれば、政務活動費からの支出が認められるとしていることを付言する。

(ウ) 会費

政務活動費マニュアルでは、会派による研修会、講演会等の開催に要する経費及び他の団体等が開催する研修会、講演会等への会派又はその職員の参加に要する経費として研修費が認められ、会費も対象となっている。

請求人は、私的な活動の会費の支払いができないことはいうまでもないが、勉強会等の会費であっても、それが開催されたことが明らかでない限りは、使途の適切性を欠くと評価すべきであると主張する。

このため、請求人が「請求金額会派別・科目別明細書」（以下「明細書」という。）で摘示している案件について証拠書類の添付様式、活動記録票等の証拠書類及び関係人調査により適切に支出されたか否かを確認した。

その結果、錯誤により会費及び参加料に充当していた案件6件15,500円を確認したので、政務活動費の支出の対象外とした。

これ以外の支出については、会派においてもその支出を認めていること、証拠書類の添付様式等の証拠書類において支払の事実等について確認したことから、いずれについても違法又は不当な支出とは言えない。

なお、政務活動費マニュアルにおいて、会費の経費区分は研修費とされているが、政務活動の主たる目的により調査研究費として支出することが可能であることを、議会事務局への監査及び会派への関係人調査により確認した。

(イ) その他の個別事項

その他の請求人が明細書で摘示している案件等について、関係人調査、証拠書類の添付様式等の証拠書類によって、適切に支出されたか否かを確認した。

その結果、錯誤により高速道路料金に充当していた案件5件7,250円を確認したので、政務活動費の支出の対象外とした。

これ以外の請求人が明細書で摘示している案件については、会派においてもその支出を認めていること、証拠書類の添付様式等の証拠書類において支払の事実等について確認したことから、いずれも違法又は不当な支出とは言えない。

なお、錯誤により鉄道運賃及び特急料金に充当していた案件2件14,400円については、平成27年6月18日付けで、とちぎ自民党議員会から収支報告書等修正届の提出があったことを確認した。

イ 研修費

政務活動費マニュアルでは、上記ア(ウ)の冒頭で述べたとおりの経費が認められており、会場費、講師謝金、交通費、宿泊費、会費、参加費等が例示されている。また、研修費に係る交通費及び宿泊費等の使途基準の考え方は、調査研究費と同じとされている。

請求人は、明細書に記載した案件について、視察目的・行先・視察内容や視察報告書の内容等からみて、個人的な旅行・研修等と思われ、政務活動とは認められないと主張する。

このため、関係人調査において、視察や研修の事実関係及び適切に支出されたか否かを確認した。

その結果、会派において政務活動実施計画に位置付けられている事業に照らし、適切なものと判断し、その支出を認めていること、また、証拠書類において、事業名、出張日時、目的、支払等について確認したことから、いずれも違法又は不当な支出とは言えない。

ウ 広聴広報費

政務活動費マニュアルでは、会派による県政に関する広聴広報活動に要する経費として認められ

ており、広報紙・報告書等印刷費、委託費、文書通信費、交通費等が例示され、広報紙やホームページ等を外部委託することも対象になると説明されている。

平成23年1月19日宇都宮地裁判決においても、広報費については、「市議会において、市民の意思を適正に反映させることは必要不可欠であり、市民の意思を収集、把握することは議員の調査研究活動の一つとして重要であるところ、議会活動及び市政に関する政策等を市民に周知させることは、市政に対する市民の意思を的確に収集、把握するための前提として意義を有するものといえることができる。」として、「広報費は、調査研究活動に直接用いられる費用ではないとしても、上記の意味において、調査研究の前提としてそのために有益な活動を行う場合の必要経費といえることができるから（中略）「議員の調査研究に資するため必要な経費」に該当するというべきである。」とされている。

請求人は、広聴広報費について、政党活動や選挙活動の経費と混同しやすいため、いかに県政に反映されたかといった裏づけ資料がない限りは、用途の適切性を欠くと評価すべきであると主張する。また、例えとしてホームページをあげ、ホームページの更新は有権者に向けられた政党活動や選挙活動の一環として行われる要素もあり、政務活動ではないと主張する。

このため、請求人が明細書で摘示している案件等について、関係人調査、証拠書類の添付様式等の証拠書類によって、適切に支出されたか否かを確認した。

その結果、会派において記載内容や按分方法を確認した上で支出していること、証拠書類により支出の事実を確認したことから、いずれも違法又は不当な支出とは言えない。

エ 会議費

政務活動費マニュアルでは、会派による各種会議、住民相談会等の開催に要する経費及び他の団体等が開催する各種会議への会派又はその職員の参加に要する経費として認められ、会場費、食糧費（茶菓等）、資料印刷費、会議参加費等が例示されている。

請求人は、政務活動のための会議費が10万円を超えてかかるという事態は生じないはずであり、もし多額であれば、政党活動、選挙活動及び後援会活動の経費が含まれている疑いがあり、政務活動とは到底認められないと主張し、また、年間28回同一ホテルで会議を行っている案件について、その全てが政務活動のための会議とは考えられないと主張する。

このため、証拠書類の添付様式、活動記録票等の証拠書類及び関係人調査によって、適切に支出されたか否かを確認した。

その結果、会議費が10万円を超えている案件については、会議開催の事実と開催に伴う会場費の支出について確認したこと、年間28回同一ホテルで会議を行っている案件については、主たる目的が県政に係る意見交換であることを確認したことから、違法又は不当な支出とは言えない。

その他、請求人が明細書で摘示している案件についても、活動記録票等の証拠書類及び関係人調査により、会派においてもその支出を認めていること、証拠書類の添付様式等の証拠書類において支払の事実等について確認したことから、いずれも違法又は不当な支出とは言えない。

オ 資料作成費

政務活動費マニュアルでは、会派による活動に必要な資料の作成に要する経費として認められ、印刷製本費、委託費、写真代、パネル等作成費等が例示されている。

請求人は、資料作成費について、調査研究費等以外に必要な資料（事務的打ち合わせのための資料等）を対象とするものであり、写真代というのは、資料作成とは無関係であると主張する。

このため、請求人が明細書で摘示している案件について、関係人調査、証拠書類の添付様式等の証拠書類によって、適切に支出されたか否かを確認した。

その結果、会派において適切と判断し支出を認めていること、県政報告書等の成果物の内容から会派による活動に必要な資料であると認められること、按分しての支出が必要なものについて、証拠書類によって適正な支出を確認したことから、いずれについても違法又は不当な支出とは言えない。

カ 資料購入費

政務活動費マニュアルでは、会派による活動に必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費として、書籍購入代、新聞購読料等幅広く認められ、また、資料の内容及び購入数量の妥当性を確認することとされている。

また、平成19年2月9日札幌高裁判決では、「会派の活動は、（中略）その調査対象は極めて広範なものにならざるを得ず、（中略）極めて広範な裁量の下に行われるものであると認められる。」とされ、平成20年12月26日静岡地裁判決では、「政務調査費により購入された図書、資料等

と調査研究との関連性の判断については、当該会派の判断（裁量権）を尊重すべきであるから、政務調査費は、市議会議員としての具体的な調査研究活動と直接的な関連性を有する図書、資料購入に限定する必要はなく、市議会議員としての政治活動全般に必要、有益な知識を得るために必要な図書、資料購入に支出されれば足りるというべきであり、（後略）」とされている。

請求人は、図書、雑誌、宗教団体の新聞等の明細書に記載した案件については、資料の内容等から政務活動に必要な資料とは認められないと主張し、また、年間購読料を前払している案件も認められないと主張する。

このため、議会事務局への監査、会派への関係人調査、証拠書類の添付様式等の証拠書類によって、適切に支出されたか否かを確認した。

その結果、年間購読料を前払している案件については、議会事務局において費用発生時点における前払は可能であるとしていること、平成18年11月8日東京高裁判決において「ウェブサイトの管理料1年分を一括で支払うということは管理料の支払方法として十分首肯できるものである」としていること、証拠書類の添付様式等の証拠書類において支払の事実等について確認したことから、違法又は不当な支出とは言えない。

その他、請求人が明細書で摘示している案件については、会派においてもその支出を認めていること、証拠書類により支出の事実を確認したことから、いずれも違法又は不当な支出とは言えない。

キ 事務費

政務活動費マニュアルでは、会派による活動に係る事務の遂行に要する経費として認められ、事務用品、備品等の購入費、備品のリース料、郵送料や電話料等の通信費、消耗品購入費が例示されている。

請求人は、会派による活動にかかる事務の遂行に要する経費について、認められるのであり、政務活動と関連性のない事務や適正な按分割合を採用しない場合には、政務活動費の充当は認められないと主張する。

このため、請求人が明細書において摘示している案件等について、証拠書類の添付様式等の証拠書類や関係人調査によって確認した。

その結果、按分割合の誤りが認められた案件3件22,251円を確認したので、政務活動費の支出の対象外とした。

これ以外の支出については、会派においてもその支出を認めていること、証拠書類の添付様式等の証拠書類において支払の事実等について確認したことから、いずれも違法又は不当な支出とは言えない。

ク 人件費

政務活動費マニュアルでは、会派による活動を補助する職員の雇用に要する経費として認められ、給料、手当、社会保険料等が例示されており、議員1人当たり年額180万円を超えない範囲とすること、議員の親族を政務活動の補助職員として雇用し、政務活動費を充当することは、誤解を招きやすいので適当でないが、社会通念上妥当と判断される雇用形態を有している場合に限り、政務活動費を充当することができるものと説明されている。

請求人は、明細書に記載した案件について、領収書の受領者名が黒塗りされていることから、誰に支払ったのか、真実支払いがなされたのか確認することが不能であり、支払の事実が認められないと主張する。また、事務員等が政務活動に従事した割合も、議員が政務活動に従事した割合と同様であることから、その額は明細書記載のように多額になることは考えられないと主張する。

このため、受領者名が黒塗りされていない、政務活動業務勤務実績表、領収書、政務活動業務補助・臨時雇用職員出勤簿及び契約書等の証拠書類や関係人調査により、受領者名及び親族関係の存否、政務活動費マニュアルどおりの按分方法により支出されたか否かを確認した。

その結果、受領者名、額等を確認したことから、いずれも違法又は不当な支出とは言えない。

併せて請求人は、源泉徴収義務者であり徴収義務が発生しているにもかかわらず、源泉税が納付された形跡がないことから、人件費の支払の事実が認められないと主張するが、政務活動費マニュアル等において、本件納付手続に係る証拠書類の提出などを求めておらず、また、請求人の主張する納付手続が確認できないことをもって、人件費の支払の事実がなかったと認めることはできないことから、違法又は不当な支出とは言えない。

(4) 監査の結果

以上、監査の結果、みんなのクラブが支出した政務活動費のうち、調査研究費（交通費）で10件35,073円、調査研究費（事務所費）で29件14,977円、調査研究費（会費）で6件15,500円、事務費で3件22,251円、合計で48件87,801円を違法又は不当なものとして判断し、政務活動費の返還を求めるべき

支出と認定した。

3 勧告

以上述べた判断により、本件住民監査請求における請求人の主張には一部理由があるものと認め、法第242条第4項の規定により、知事に対し、次の措置を講じることを勧告する。

本件監査において指摘したみんなのクラブに対する返還所要額87,801円について、政務活動費条例第11条の規定に基づき返還請求を行うこと。

措置についての期限は、平成27年9月末日とする。

上記の勧告に係る事項については、法第242条第9項の規定により、期日までに講じた措置の内容を速やかに監査委員に通知されたい。

4 意見

監査の結果については以上のとおりである。この結果を踏まえ、監査委員としての意見を以下に述べる。

政務活動費は、議員の調査活動の充実強化を図る観点から導入されたものであり、その充てることができる経費の範囲は各地方公共団体の条例で定めるとされている。

これを受けて、本県議会では、政務活動費条例で、経費の範囲を定めるとともに、収支報告書等の議長への提出、当該収支報告書等の閲覧等を規定するなど、政務活動費の使途の適正な運用と透明性の確保に取り組んできたところである。

今後とも、全国的に政務活動費のあり方が問われているなか、これまでの取組みを踏まえ、県民の負託と信頼に応えるため、使途の適正な運用と透明性の確保になお一層努められたい。